

産地生産基盤パワーアップ事業・園芸作物等の先導的取組支援のうち 茶に関する Q&A

【令和5年3月 28 日時点・未定稿】

【1 趣旨】

(問1)「茶産地展開計画」(別紙様式第2-2-2-2号)とは何か。

(答)

国内外の新たな需要に対応する生産体制の構築を早急に進めるため、産地で取り組む茶の改植等や、近年頻発する自然災害を未然に防止し、茶の安定生産を図るための災害対応設備の導入など、先導的な取組による産地展開の方向性を整理した計画のこと。

【2 成果目標】

(問2-1) 別紙2のⅡの第2の3の(1)の成果目標の考え方いかん。

(答)

成果目標ア、イ、エ、オにおいては、当該事業のうち、改植等を実施した受益者の目標年度における栽培面積全体から算出し、ウにおいては、当該事業のうち、改植等を実施した受益者の目標年度における生産量又は販売額全体から算出すること。

成果目標カにおいては、当該事業のうち、防災設備を導入した受益ほ場から算出すること。

(問2-2) 産地で推奨する品種の考え方いかん。

(答)

都府県毎に指定されている奨励品種を基本とし、奨励品種がない自治体においては、市町村、JA、普及指導センター等が作成する栽培暦等に位置付けられた品種とする。

(問2-3) 成果目標における「有機栽培面積」とは。

(答)

有機 JAS 認証などの有機栽培に係る第三者認証を取得した茶園面積。

(問2-4) 成果目標における「輸出向け栽培面積」とは。

(答)

輸出先国の残留農薬基準に対応し、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い生産した茶について、残留農薬分析を実施し輸出対応可能な茶として販売した茶園面積。

(問2-5) 成果目標における「災害発生年と比較」する「単収」の現況値はどのように算出するのか。

(答)

防災設備を導入する受益ほ場における直近被災年の単収とする。

ただし、受益ほ場における直近被災年の単収が不明な場合は、当該被災年における地域の農協や普及センター等で把握している単収を用いることも可とする。

(問2-6) 産地で推奨する品種の栽培面積の現況値が8割を超えている場合、成果目標アを設定することはできるのか。同様に、有機栽培面積、輸出向け栽培面積の現況値がそれぞれ2割を超えている場合、それぞれ成果目標エ、オを設定することはできるのか。

(答)

現況値が成果目標下限値(ア:産地で推奨する品種の栽培面積の割合が8割、エ:有機栽培面積の割合が2割、オ:輸出向け栽培転換の割合が2割)以上である場合であっても、現況値より高い目標値であれば、成果目標ア、エ、オを設定することができる。

(問2-7) 「棚栽培を利用した栽培法への転換」又は「直接被覆栽培への転換」にのみ取り組む場合、どの成果目標を設定すればよいのか。

(答)

原則、成果目標ウを設定すること。ただし、同事業実施主体が新植や改植、有機栽培への転換、防災設備の導入等にも取り組む場合は、この限りではない。

【3 補助率】

(問3) 持続的生産強化対策事業(茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進)においては、茶の改植等の補助率は定額だが、当事業の補助率が1/2以内なのは何故か。

(答)

当事業は、産地が工夫して実施する先導的な取組を推進するものであるため、その趣旨に鑑み、このような取組を広く支援できるよう定額支援ではなく定率支援としたところ。

【4 対象経費】

(問4-1) 別紙2のⅡの第2の1の(1)「茶の改植等」で支援対象となる具体的な経費いかん。

(答)

1 改植支援

抜根・整地に係る機械借上費・役務費、土壌改良資材・施肥・マルチに係る資材費、苗代、植え付けに係る機械借上費・役務費、委託費 等

2 新植支援

土壌改良資材・施肥・マルチに係る資材費、苗代、植え付けに係る機械借上費・役務費、委託費 等

3 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入

棚施設の導入に係る機械借上費・役務費・資材費・委託費 等

4 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入

直接被覆栽培への転換に係る資材費 等

5 有機栽培への転換に必要な資材の導入

有機栽培への転換に係る資材費(防草シート等)等。なお、肥料費・農薬費は対象外。

6 輸向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析

輸向け栽培への転換に係る資材費(農薬飛散防止ネット等)、残留農薬分析費 等。
なお、肥料費・農薬費は対象外。

(問4-2) 別紙2のⅡの第2の1の(1)「茶の改植等」について、同一ほ場で同時に複数の取組を実施することは可能か。

(答)

次に掲げる支援内容のうち、下表で○を付した組み合わせについては、同時に取り組むことができる。

- (ア) 改植に伴う未収益支援①
- (イ) 改植に伴う未収益支援②
- (ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援
- (エ) 台切りに伴う未収益支援
- (オ) 改植支援
- (カ) 新植支援
- (キ) 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入
- (ク) 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入
- (ケ) 有機栽培への転換に必要な資材の導入
- (コ) 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析

支援内容	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)
(ア)					○				○	○
(イ)					○				○	○
(ウ)							○		○	○
(エ)									○	○
(オ)	○	○							○	○
(カ)									○	○
(キ)			○						○	○
(ク)									○	○
(ケ)	○	○	○	○	○	○	○	○		○
(コ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(問4-3) 別紙2のⅡの第2の1の(2)「災害対応設備の設置」で支援対象となる具体的な経費いかん。

(答)

防霜ファン、鋼管(支柱)、配電盤、ほ場内の導線の各本体費用及びそれらの設置費(工事費、実施設計費)等

(問4-4) 別紙2のⅡの第2の1の(3)「推進事務」で支援対象となる具体的な経費いかん。

(答)

- ・ 検討会の開催に係る事業費、旅費、謝金、役務費、雑役務費
- ・ 事業実施の事前確認・事後確認に係る事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費
- ・ 補助金の交付に係る雑役務費 等

(問4-5) 幼木園へ防霜ファンを導入したい。補助対象になるのか。

(答)

補助対象になり得る。

ただし、成果目標に係る現況値は、自ら生産する成木園の直近被災年の単収又は直近被災年における地域の農協や普及センター等で把握している単収を用いることとし、また、事業実施2年後の成果目標の達成が見込まれる場合に限る。

【5 その他】

(問5-1) 別紙2のⅡの第2の4の(4)のアの(ア)に「事業に着手する前に提出資料又は現地で確認する」とあるが、提出資料とは具体的に何か。

(答)

Ⅰ 改植支援

(1) 同一茶園の場合

改植を行う前の茶園写真

ただし、写真が準備できない場合には、改植前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。

ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票

イ 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料

(2) 移動改植の場合

茶樹の樹体の伐採を実施する前の茶園写真及び改植を実施する前の農地の写真

ただし、写真が準備できない場合には、移動改植元の茶園又は移動改植先の農地が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。

(移動改植元の茶園の場合)

ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票

イ 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料

(移動改植先の農地の場合)

ウ 現況の写真(更地の状況)

エ 客観的に証明できる資料

2 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入

棚施設を設置する前の茶園写真

ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。

(1) 当該茶園の荒茶の出荷伝票

(2) 栽培日誌の写し

(3) 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料

3 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入

直接被覆栽培に転換する前の茶園写真

ただし、写真が準備できない場合には、被覆栽培に転換する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。

(1) 当該茶園の荒茶の出荷伝票

(2) 栽培日誌の写し

4 有機栽培への転換に必要な資材の導入

有機栽培に転換する前の茶園写真

ただし、写真が準備できない場合には、有機栽培に転換する前の茶園がわかる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。

(1) 当該茶園の荒茶の出荷伝票

(2) 栽培日誌の写し

5 輸出向け栽培への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析

輸出向け栽培体系に転換する前の茶園写真

ただし、写真が準備できない場合には、輸出向け栽培体系に転換する前の茶園がわかる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。

(1) 当該茶園の荒茶の出荷伝票

(2) 栽培日誌の写し

(問5-2) 当事業で導入した防災設備について、保険加入の義務はあるか。

(答)

天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう、農業共済組合の農機具共済や民間保険等への加入を事業実施の要件とする。

なお、保険料は補助対象外。